

# 事務所通信

令和2年夏号

こんにちは、立川です。  
いつもありがとうございます。

新型コロナウイルスのニュースは、毎日のように報道されています。  
当事務所もメンバー一人一人が、マスクの着用、事務所に戻った時の手洗い・手指のアルコール消毒液での消毒で、感染拡大の防止策を講じております。  
また、事務所内で毎年恒例に行っているイベントも、1月の新年会を最後に今年はすべて中止としております。

今後、万が一東京都内で新型コロナの感染者がさらに増加した場合には、時差通勤で対応させていただく予定でおります。

当事務所では、8月のお盆の時期を一斉有給休暇取得期間とさせていただいております。  
本年は、**8月11日火曜日から8月14日金曜日までをお休みとさせていただきます。**  
あわせて、どうぞよろしくお願いたします。

新型コロナの次の支援策として、7月14日から「家賃支援給付金」の申請が始まりました。  
今回は、家賃支援給付金の申請、そして税金の納税の猶予についてお話し申し上げます。

## **家賃支援給付金の申請に関して**

家賃支援給付金の申請に関しては、**経済産業省の「家賃支援給付金申請要領」**に詳しくまとめられています。

まずは条件です。

- 1 法人あるいは個人事業者であること  
(組合、連合会、一般社団法人は、所定の条件があります)
- 2 2019年12月31日以前から事業の売上があり、今後も事業を継続していく意思があること

- 3 2020年5月から2020年12月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のいずれかにあてはまること（いわゆる売上判定です）
    - ① いずれかの1か月の売上が前年の同じ月と比較して50%以上減っている
    - ② 連続する3か月の売上合計が前年の同期間の売上合計と比較して30%以上減っている
  - 4 他人の土地・建物の使用していることで、地代、家賃を支払っていること
  - 5 以下のすべてにあてはまること
    - ① 2020年3月31日時点で、有効な賃貸借契約があること
    - ② 申請日時点で、有効な賃貸借契約があること
    - ③ 申請日より直前3か月間の賃料の支払実績があること
- です。

上記4の条件により、社長個人、社長のご親族に対する家賃の支払い、また親会社・子会社などに対する家賃の支払いは、給付の対象とされないこととなりました。

上記3の条件の売上判定では、

- ① 直前の事業年度の確定申告が完了していない場合
- ② 2019年5月から2019年12月に設立した法人
- ③ 法人成の特例

がありますので、家賃支援給付金を受取ることができる可能性があります。

給付額です。

基本的には、月額を支払賃料の6か月分が給付されます。ただし、法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円とされています。

具体的には下記のとおりです。

#### 1 法人の場合

- ① 月額を支払賃料が750,000円以下・・・支払賃料×2/3×6
- ② 月額を支払賃料が750,000円超  
・・・[500,000円+(支払賃料-750,000円)×1/3]×6  
ただし月額100万円が上限とされます。

#### 2 個人事業者の場合

- ① 月額を支払賃料が375,000円以下・・・支払賃料×2/3×6
- ② 月額を支払賃料が375,000円超  
・・・[250,000円+(支払賃料-375,000円)×1/3]×6  
ただし月額50万円が上限とされます。

### **ここで1点注意点があります。**

算定の基礎となる月額賃料とは、申請日の直前1か月以内に支払った賃料とされます。

例えば、給付金の申請を8月10日に行った場合には、7月11日から8月10日までに賃料として支払った金額をもとに算定されます。

**つまり、この期間に月額賃料の全額を支払っていなかった場合には、算定の基礎となる支払賃料は「支払った金額」とされてしまいますのでご注意くださいませ。**

複数の建物等を賃借している場合、算定の基礎となる月額賃料は、すべての物件の月額賃料を合計した額となります。

### 申請のタイミング

条件に当てはまれば、2021年1月15日までの期間中であればいつでも申請は可能です。

しかし、家賃支援給付金を一度受取ると再度の申請ができないこととなっています。**貸主から、支払猶予を受けている月、値下げまたは免除を受けている時に、家賃支援給付金を申請する必要はなく、元の水準の賃料に戻った時に元の水準で賃料を支払い、申請を行えば、元の賃料の水準を対象として給付金を受け取ることができます。**

**申請のタイミングには、十分ご注意くださいませ。**

### 申請方法

申請は、パソコンやスマホを使用してウェブ上で行います。

家賃支援給付金のホームページのマイページより各種情報の入力と添付書類が必要とされています。

### 添付書類

- 1 2019年分の確定申告書別表1の控え
- 2 法人にあつては、法人事業概況説明書の控え
- 3 電子申告の受信通知
- 4 申請に用いる売上減少月・期間の売上帳など
- 5 賃貸借契約書のコピー
- 6 直前3か月間の支払賃料の振込用紙など
- 7 通帳の表紙、通帳を開いた1ページ目・2ページ目の両方
- 8 個人事業者にあつては、運転免許証の両面の画像など本人確認書類

## **税金の納税の猶予に関して**

国税の納税の猶予に特例制度が創設されました。

下記の①、②の条件を満たす個人事業者、法人が対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月以降、1か月以上、売上が前年同月に比べておおむね20%以上減少していること
- ② 一時に納税することが困難であること

上記の条件に該当すると、納付期限までに申請書を税務署に提出することにより、無担保、延滞税なしで1年間納税が猶予されます。

対象となる国税は、2020年2月1日から2021年2月1日までに納期限が到来するものです。

国税以外の地方税、社会保険料に関しても、1年間の納税猶予の特例制度が創設されています。

( 代 表 立 川 勝 一 )